

令和元年度の財政健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を公表することとされました。

（単位：％）

	健全化判断比率【播磨町】	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.11	20.00
連結実質赤字比率	—	19.11	30.00
実質公債費比率	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 赤字額がない場合、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示します。

※ 将来負担比率については、算定されない場合「—」と表示します。

（単位：％）

	資金不足比率【播磨町】	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00

※ 資金不足が生じない場合は「—」と表示します。

健全化判断比率における各指標について

『実質赤字比率』とは・・・

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を町税などの財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

本町の場合は、実質収支は 6.1 億円（9.0％）の黒字となるため、実質赤字比率は「—」と表示されます。

『連結実質赤字比率』とは・・・

播磨町には、一般会計のほかに国民健康保険事業特別会計など 3 つの特別会計（財産区除く）と水道事業会計・下水道事業会計があります。その全ての会計の赤字や黒字を合算し、その団体全体

の資金の不足の程度を把握するため、町税などの財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものです。

本町の場合は、連結実質収支は 18.5 億円 (27.1%) の黒字となるため、連結実質赤字比率は「—」と表示されます。

『実質公債費比率』とは・・・

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

本町の場合は、実質公債費比率は 0.0% となり、前年度と比較して、0.1 ポイント増加しておりますが、早期健全化基準は大幅に下回っています。

『将来負担比率』とは・・・

地方公共団体の一般会計の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

本町の場合は、将来負担比率は▲114.3% となり、将来負担額が算定されないため「—」と表示されます。

『資金不足比率』とは・・・

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。

本町の場合は、水道事業、下水道事業がこの比率の対象となりますが、いずれも資金不足は発生しませんでした。